



今回は、障害者雇用に関する改正について、そして、健康保険・厚生年金保険の手続きに関する変更についてお話をさせていただきます。

令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が 引き上げになります！

 社労士法人ミナジ

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員**45.5人以上から43.5人以上に変わります**。また、その事業主には、以下の義務があります。

- 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

令和3年4月から賞与支払届等に係る総括表が 社労士法人ミナジンの廃止となります。

厚生年金保険の適用事務に係る事業主等の事務手続きの利便性向上を図る目的から、賞与支払届・算定基礎届の提出の際に添付していた**総括表が廃止**されます。

<廃止となる総括表>

- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表
- ・船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表
- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者月額算定基礎届総括表

令和3年4月から賞与不支給報告書が新設されます。

日本年金機構に登録している賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び70歳以上被用者にも賞与を支給しなかった場合は、**賞与不支給報告書**を提出することになります。

<新設される届出書式>

- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与不支給報告書
- ・船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与不支給報告書

令和3年3月から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

◆マイナンバーカード利用のメリット

- ①これからは、顔認証付きカードリーダーで受付が自動化されます
- ②これからは、データに基づく診療・薬の処方を受けられます
- ③窓口での限度額を超える医療費の一時支払いが不要になります
- ④転職・結婚等のライフイベント後、保険証発行前でも受診できます

※詳細は下記サイトで御確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

人事制度導入支援サービス 「みんなの人事評価」無料Web説明会

- ・3月18日（木）15:00～16:00
- ・無料Webセミナー



「現状で人事評価制度がなく、属人的な評価を行っている」
「自社で制度導入を試みたがうまくいかなかった」
「早期導入したい（半年以内）」
上記のような課題をお持ちで、かつ外部の制度構築サービスの導入をご検討中の企業様を対象としたミナジンの人事制度導入支援サービス「みんなの人事評価」の無料Web説明会です。

■参加お申込み

<https://minagine.jp/topics/seminar/consulting-introduction/>

MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジン 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>